

公 告

(筑後川河川事務所管内における災害時応急対策等
及び洪水時等河川巡視に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 1 7 日

国土交通省九州地方整備局
筑後川河川事務所長 塚原 隆夫

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が管理する筑後川、矢部川流域内の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生、若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見（洪水時等河川巡視）及び応急復旧工事又は対策工事の実施、並びに機械設備及び災害対策用機械機器の緊急対応を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害拡大防止に期することを目的としたものである。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は、別表－1 及び別図のとおりであり、各区間それぞれに各 1 者と基本協定を締結するものとする。なお、別表－1 の特記事項に「ポンプ車運転運用区間」と記載している区間は、内水対策を目的とした排水ポンプ車についても運転運用することとしている。なお、「ポンプ車運転運用」区間以外においても内水対策の必要が生じた場合を想定し、区間外での排水ポンプ車の運転運用する場合がある。

(3) 基本協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害協定に基づく活動（河川巡視、応急対策等）の実績、保有資機材、雇用技術者数等に関する技術資料及び本社等から各地区出張所への到達時間等を総合的に評価する評価方式により協定締結業者を選定する。

また、協定を希望した業者を別表－2 の評価基準に基づき別表－1 の対象区間数（37 区間）に見合う協定業者を決定する。なお、協定期間については、調整を行う場合がある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(6) 基本協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる

保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における一般土木工事に係るB～D等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体企業または経常建設共同企業体で競争参加資格を満足する社であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、本協定締結後令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
- (5) 本協定を希望する者は、本店の所在地が筑後川河川事務所流域市町村にあること。
また、希望する基本協定締結区間については、筑後川河川事務所の各出張所管内に本店の所在地があることを原則とし、下表のとおりとする。
なお、支店及び営業所が協定を希望する出張所管内にある場合で、工事実施体制、保有資機材、保有技術者等が緊急時の災害復旧に十分に対応可能と判断できる資料が添付されている場合については、上記に係わらず本店機能として判断する。

(表) 各出張所管内における該当本店所在地

出張所管内	対象区間名	協定締結業者数	本店の所在地
大 川	大川－1 ～大川－7	7社程度	福岡県大川市、柳川市、久留米市 佐賀県佐賀市、神埼市、みやき町 外近隣市町村
久留米	久留米－1 ～久留米－5	5社程度	福岡県久留米市 佐賀県鳥栖市、みやき町 外近隣市町村
片ノ瀬	片ノ瀬－1 ～片ノ瀬－7	7社程度	福岡県久留米市、朝倉市、大刀洗町 外近隣市町村
吉 井	吉井－1 ～吉井－5	5社程度	福岡県朝倉市、うきは市 大分県日田市 外近隣市町村
日 田	日田－1 ～日田－7	7社程度	福岡県うきは市 大分県日田市 外近隣市町村
矢部川	矢部－1 ～矢部－6	6社程度	福岡県柳川市、筑後市、八女市、みやま市 外近隣市町村

※ 巡視範囲については、必要に応じて見直す場合がある。

- (6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時

までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目については、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2-1（電話 0942-33-9191）

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所 工務第一課

担当： 専門官 山下（内線310）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和7年1月17日（金）から令和7年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- ② 交付場所： 〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2-1
国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所 4階 工務第一課内
- | | |
|--------|-------------------|
| 大川出張所 | 大川市大字向島2631-2 |
| 久留米出張所 | 久留米市高野一丁目2-27 |
| 片ノ瀬出張所 | 久留米市田主丸町菅原2461-5 |
| 吉井出張所 | うきは市吉井町橘田字川端316-3 |
| 日田出張所 | 日田市中ノ島町608-14 |
| 矢部川出張所 | みやま市瀬高町上庄字松土居470 |

- ③ 交付方法： 手渡し、又は希望により郵送も可。

(3) 協定締結参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 4. (1) に同じ。
- ③ 提出方法： ファックス又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

ファックス番号 0942-35-0164（工務第一課直通）

※1 ファックス送信宛先は工務第一課 山下 とする。

※2 送信後、必ず着信を確かめてください。

(4) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和7年1月17日（金）から令和7年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 4. (1) に同じ。
- ③ 提出方法： 郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）又は持参。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (3) 洪水時等河川巡視については、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。また、ポンプ車運転を実施した場合は、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。

別表－１

令和７年度 応急対策等実施区間

番号	区間名	河川名	左右岸	実施（協定）区間	距離 (km)	特記事項
1	大川－１	筑後川	右岸	-0/500 ～ 6/000	6.5	佐賀県佐賀市、福岡県大川市 ポンプ車運転運用区間
2	大川－２	筑後川	左岸	0/000 ～ 10/000	10.2	福岡県大川市、柳川市 ポンプ車運転運用区間
3	大川－３	筑後川	左岸	10/000 ～ 広川合流点(16/550)	6.8	佐賀県神埼市、みやき町、福岡県久留米市 ポンプ車運転運用区間
4	大川－４	諸富川	右岸	1/200 ～ 1/800	8.3	佐賀県神埼市、みやき町、佐賀市 福岡県久留米市、大川市
		筑後川	右岸	9/000 ～ 11/300		
		筑後川	右岸	田手川合流点(11/350) ～ 16/600		
5	大川－５	筑後川	右岸	6/100 ～ 諸富川合流点(6/800)	6.1	佐賀県佐賀市 ポンプ車運転運用区間
		諸富川	右岸	0/000 ～ 佐賀江川合流点(1/200)		
			左岸	0/000 ～ 1/800		
		筑後川	右岸	6/900 ～ 9/000		
6	大川－６	早津江川	左岸	-0/850 ～ 7/100	8.2	佐賀県佐賀市、福岡県大川市
7	大川－７	早津江川	右岸	0/000-100 ～ 7/100+100	7.8	佐賀県佐賀市
8	久留米－１	筑後川	左岸	16/700 ～ 久留米大橋(28/800)	18.9	福岡県久留米市、佐賀県みやき町
		広 川	左右岸	0/000 ～ 大善寺橋(3/400)		
		坂口川	左右岸	筑後川(17/900) ～ 広川(2/400)		
9	久留米－２	筑後川	右岸	下田水門(16/600) ～ 久留米大橋(28/800)	11.7	佐賀県鳥栖市・みやき町、福岡県久留米市
10	久留米－３	筑後川	左岸	久留米大橋(28/800) ～ 神代橋(33/270)	11.1	福岡県久留米市 ポンプ車運転運用区間
			右岸	久留米大橋(28/800) ～ 旧太刀洗川(32/050)		
		高良川	左岸	0/000 ～ 高良川橋(1/650)		
			右岸	0/000 ～ 高良川橋(1/690)		
11	久留米－４	宝満川	左岸	0/000 ～ 2/800	11.8	佐賀県鳥栖市、福岡県久留米市
			右岸	0/000 ～ 4/500		
		安良川	左岸	0/000 ～ 喜平橋(2/100)		
			右岸	0/000 ～ 喜平橋(2/130)		
12	久留米－５	宝満川	左岸	2/900 ～ 8/020	11.1	佐賀県鳥栖市、福岡県久留米市
			右岸	4/500 ～ 8/020		
		新宝満川	左岸	0/000 ～ 1/200		
			右岸	0/000 ～ 1/400		
13	片ノ瀬－１	筑後川	左岸	33/270 ～ 40/200	7.0	福岡県久留米市
14	片ノ瀬－２	筑後川	左岸	40/200 ～ 47/900	7.8	福岡県久留米市
15	片ノ瀬－３	巨瀬川	左右岸	0/000 ～ 庄の前橋(3/440)	6.7	福岡県久留米市
16	片ノ瀬－４	巨瀬川	左右岸	庄の前橋(3/440) ～ 10/000	13.0	福岡県久留米市
17	片ノ瀬－５	筑後川	右岸	32/050 ～ 筑後川橋(41/000)	15.6	福岡県久留米市・大刀洗町
		小石原川	左右岸	筑後川橋(41/000) ～ 栄田橋(3/450)		
18	片ノ瀬－６	筑後川	右岸	筑後川橋(41/000) ～ 45/800	11.7	福岡県久留米市・大刀洗町
		佐田川	左右岸	筑後川合流点(0/000) ～ 小田橋(3/400)		
19	片ノ瀬－７	佐田川	左右岸	小田橋(3/400) ～ 寺内橋(10/390)	14.1	福岡県朝倉市
20	吉井－１	筑後川	左岸	47/900 ～ 原鶴橋(55/700)	10.7	福岡県朝倉市・うきは市
			左右岸	千年分水路(0/000～1/400)		
21	吉井－２	筑後川	右岸	45/800 ～ 鵜之火橋(55/010)	9.3	福岡県朝倉市
22	吉井－３	筑後川	左岸	原鶴橋(55/700)～64/600	10.5	福岡県うきは市
			左右岸	大石分水路(0/200～1/000)		
23	吉井－４	隈上川	左右岸	0/000 ～ 3/400	6.7	福岡県うきは市
24	吉井－５	筑後川	右岸	鵜之火橋(55/010) ～ 64/600	11.6	福岡県朝倉市 ポンプ車運転運用区間
			左右岸	原鶴分水路(0/000～1/000)		

別表－１

令和７年度 応急対策等実施区間

番号	区間名	河川名	左右岸	実施（協定）区間	距離 (km)	特記事項
25	日田－１	筑後川	左岸	64/600 ～ 三隈橋(73/200)	16.2	福岡県うきは市、大分県日田市
			右岸	64/600 ～ 花月川合流点(72/200)		
26	日田－２	筑後川	右岸	花月川合流点(72/200) ～ 三隈大橋(75/800)	11.2	大分県日田市 ポンプ車運転運用区間
		隈川	左右岸	0/000 ～ 1/230		
		庄手川	左右岸	0/000 ～ 2/600		
27	日田－３	筑後川	左岸	三隈橋(73/200) ～ 大宮沈橋(77/530)	7.8	大分県日田市
			右岸	三隈大橋(75/800) ～ 大宮沈橋(77/530)		
		玖珠川	左右岸	0/000 ～ 0/800		
28	日田－４	筑後川	左右岸	大宮沈橋(77/530) ～ 清和橋(84/620)	14.2	大分県日田市
29	日田－５	筑後川	左右岸	清和橋(84/620) ～ 直轄上流端(93/600)	17.5	大分県日田市
30	日田－６	花月川	左右岸	0/000 ～ 一新橋(3/600)	7.1	大分県日田市
31	日田－７	花月川	左右岸	一新橋(3/600) ～ 8/650	10.0	大分県日田市
32	矢部－１	矢部川	左岸	2/400+190 ～ 5/270	8.2	福岡県みやま市
		飯江川	左岸	0/000 ～ 3/560		
		楠田川	左右岸	0/000 ～ 1/000		
33	矢部－２	矢部川	右岸	2/600 ～ 津留橋(7/200)	4.7	福岡県柳川市 ポンプ車運転運用区間
34	矢部－３	矢部川	左岸	5/400 ～ 瀬高橋(10/700)	8.9	福岡県みやま市 ポンプ車運転運用区間
		飯江川	右岸	0/000 ～ 3/580		
35	矢部－４	矢部川	右岸	津留橋(7/200) ～ 松原堰(13/300)	6.1	福岡県柳川市・みやま市
36	矢部－５	矢部川	左岸	瀬高橋(10/700) ～ 19/400	8.7	福岡県みやま市
37	矢部－６	矢部川	右岸	松原堰(13/300) ～ 19/400	6.1	福岡県みやま市・筑後市・八女市

※ 内水氾濫は、どの区間・どのエリアで発生するか想定できないため、今回より「ポンプ車運転運用区間」以外でも排水ポンプ車の運転運用する場合がある。

別表― 2 評価項目及び評価基準

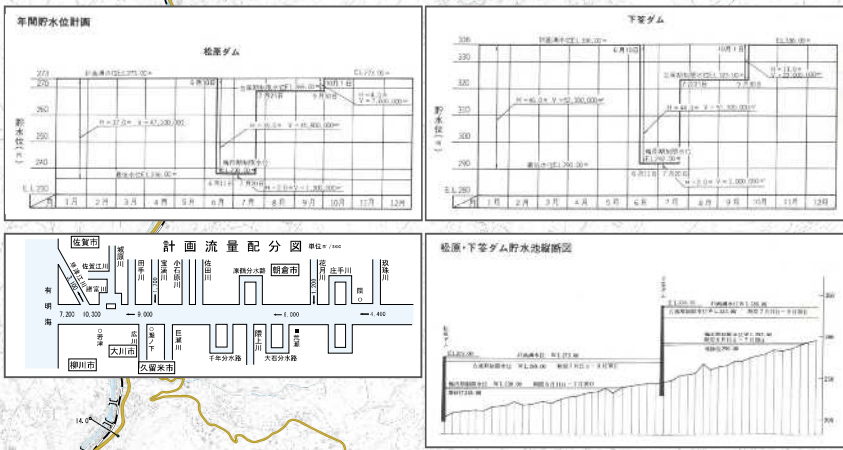
評価項目	評価内容	最高 配点	配点基準	配点
■ 施工実績	■ 施工実績 過去 5 ケ年度＋当該年度における筑後川 河川事務所発注の施工実績（一般土木及び 維持修繕）	1 0	筑後川実績工事が有り （一般土木又は維持）	1 0
			筑後川実績工事が無し （一般土木又は維持）	0
	■ 工事成績の評価 過去 4 ケ年度＋当該年度における筑後川 河川事務所発注の施工実績（一般土木及び 維持修繕）	1 0	工事成績が 80 点以上	1 0
			工事成績が 79 点以上～80 点未満	8
			工事成績が 78 点以上～79 点未満	6
			工事成績が 77 点以上～78 点未満	4
			工事成績が 76 点以上～77 点未満	2
			工事成績が 76 点未満	0
■ 工事の安全 確保	■ 表彰 九州地方整備局発注工事で直近 2 カ年 における「安全施工」又は「優良施工」の 局長表彰又は事務所長表彰の有無。	1 0	土木関係工事で局長表彰あり	1 0
			土木関係工事で事務所長表彰あり	7
			表彰実績なし	0
■ 雇用技術者 数	■ 雇用技術者 ・土木施工管理技士（一級・二級） ・建設機械施工技士（一級・二級） ・河川巡視経験者	1 0	一・二級土木施工管理技士が 10 名以上	1 0
			一・二級土木施工管理技士が 10 名未満	5
		5	一・二級建設機械施工技士が 10 名以上	5
			一・二級建設機械施工技士が 10 名未満	2
		5	河川巡視経験者有り	5
■ 防災業務の 実績	■ 災害時応急対策工事等の協定締結の 実績 河川における過去 5 カ年度＋当該年度 における協定締結の実績	5	国の実績あり	5
			県・政令市の実績あり	3
			市町村の実績あり	1
			実績なし	0
	■ 災害協定に基づく活動実績 河川における過去 5 ケ年度＋当該年度 における活動（河川巡視、応急対策等）の 実績（訓練及び道路関連は除く）	5	国の実績あり	5
			県・政令市の実績あり	3
			市町村の実績あり	1
			実績なし	0
■ 主要資機材 の自社保 有状況	■ 主要資機材の自社保有状況 災害復旧に重要な役割を担う建設機械 及び主要資材等の自社保有台数	2 0	自社保有有り	2 0
			自社保有無し	0
■ 出張所まで の到達時 間距離	■ 出張所までの距離 本社または本社と同等の機能を有する 拠点から最寄りの出張所まで距離	2 0	5 k m 以下	2 0
			1 0 k m 以下	1 5
			1 5 k m 以下	1 0
			2 0 k m 以下	5
			2 0 k m を超える	0

0 1000 2000 3000 4000m
1 : 50,000

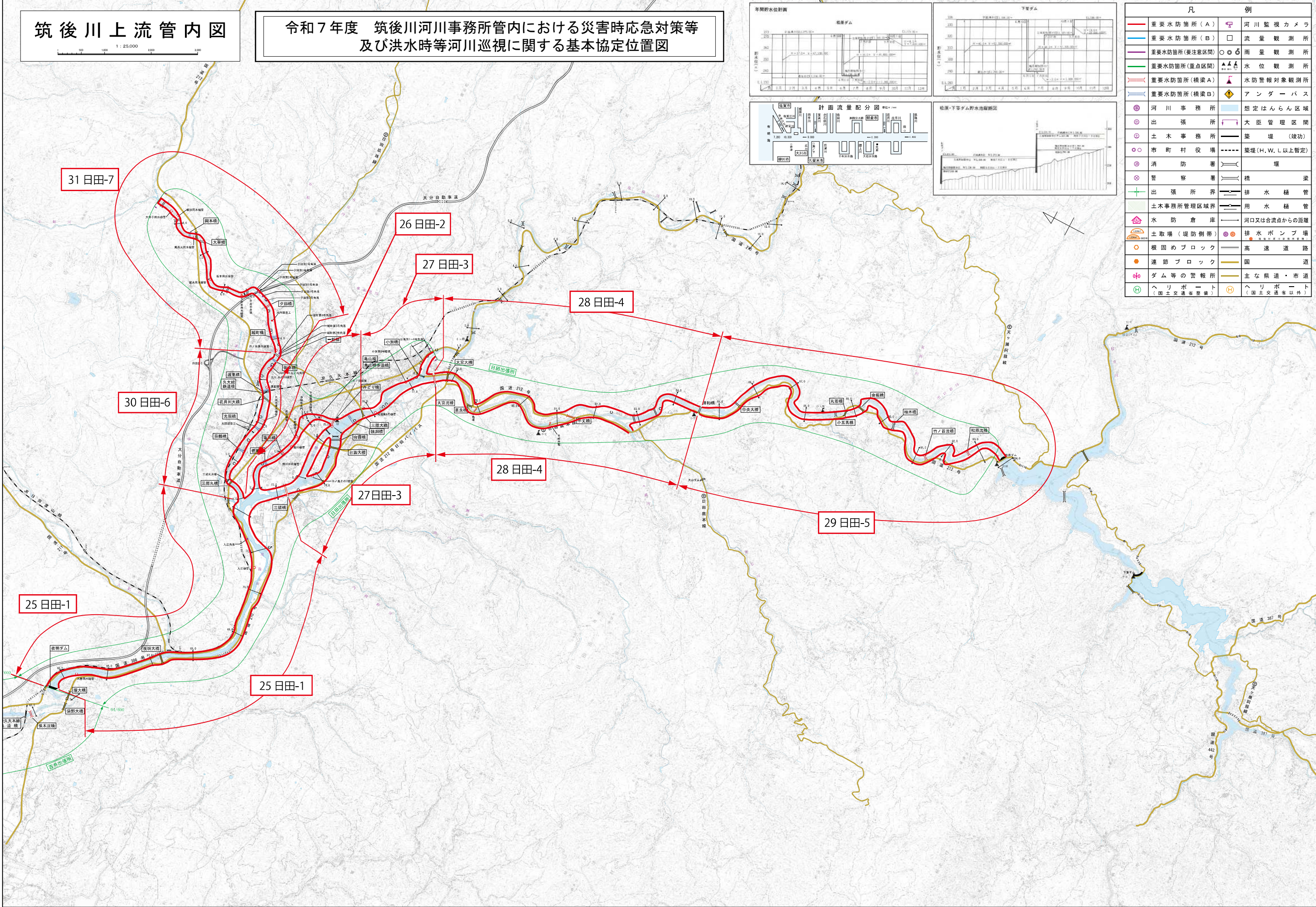
筑後川上流管内図

1 : 25,000

令和7年度 筑後川河川事務所管内における災害時応急対策等
及び洪水時等河川巡視に関する基本協定位置図



凡 例	
重要水防箇所(A)	河川監視カメラ
重要水防箇所(B)	流量観測所
重要水防箇所(重点区間)	雨量観測所
重要水防箇所(重点区間)	水位観測所
重要水防箇所(橋梁A)	水防警戒対象観測所
重要水防箇所(橋梁B)	アンダーパス
河川事務所	想定はんらん区域
出張所	大臣管理区間
土木事務所	築堤(竣功)
市町村役場	築堤(H.W.L以上暫定)
消防署	堰
警察署	橋梁
出張所界	排水樋管
土木事務所管理区境界	用水樋管
水防倉庫	河口又は合流点からの距離
土取場(堤防側帯)	排水ポンプ場
根固めブロック	高速度路
連節ブロック	国道
ダム等の警戒所	主な県道・市道
ヘリポート(国土交通省整備)	ヘリポート(国土交通省以外)



「この図等は、国土建設院の承認を得て複製発行の許可を得たものである。」(複製発行) 国土建設院

令和7年度 筑後川河川事務所管内における災害時応急対策等
及び洪水時等河川巡視に関する基本協定位置図

.....点線区間については、海岸管理施設区間であるが、場合によっては巡視を行う場合がある。（協定書第3条2項）

点線区間については、海岸管理施設区間であるが、
場合によっては巡視を行う場合がある。(協定書第3条2項)

凡	例
 重要水防箇所(Ａ)	 流量観測
 重要水防箇所(Ｂ)	 雨量観測
 重要水防箇所(重要箇所)	 水位観測
 重要水防箇所(重点箇所)	 水防設備併存状況
 重要水防箇所(橋梁Ａ)	 アダンプ
 重要水防箇所(橋梁Ｂ)	 想定はんらん
 出 発 所	 大匠管理用
 供 出 整 齊 手 搭 所	 築堤(堤字)
 市 町 村 役 場	 築堤(H.W.以上)
 消 防 署	 堤
 警 察	 橋
 親水緑地・緑地計画指定区域	 排水緑
 水 防 倉 庫	 用水緑
 土 砂 堆 積 防 害 区	 河口又は合流点から
 樹 根 目 ブ ロ ッ ク	 緑水ポンプ
 遠 隔 目 ブ ロ ッ ク	 高速道
 各 等 の 警 報 区	 国
 伊 予 半 島 特 別 警 報 区	 主要県道・

矢野川治水計画概要表	
水源	福岡県八女市赤松町矢野川三山(標高994m)
流域面積	647km ²
流域延長	幹川61.0km 舊江川16.0km 旧瀬川8.7km
直轄管内河長	幹川19.4km 舊江川3.6km 旧瀬川2.2km
流域内人口	福岡県(47万7千221人) 佐賀県(約18万人、八女市、大牟田市、杵築市、上郷町、高井町、高瀬町、山田町、高井町、黒木町、矢野村)
	〔熊本県(1町)〕
	福岡県
流域内人口	162,899人(平塚14万1千人以上町数別調査)
管定区域延床面積	140km ²
管定区域流域人口	133,802人
土地利用状況	山地72.8% 宅地1.77%
年平均降水量	2026mm/年
基準雨量	約小量
洪水暴発のピーク流量	3,600m ³ /s

